

2016年11月通常会議 議案と請願に対する討論

2016年12月21日

杉浦 智子

私は日本共産党大津市会議員団を代表して、

- [議案第189号](#) 平成28年度大津市一般会計予算
- [議案第194号](#) 平成28年度大津市病院事業会計補正予算（第2号）
- [議案第195号](#) 平成28年度大津市介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
- [議案第199号](#) 地方独立行政法人市立大津市民病院の重要な財産を定める条例の制定について
- [議案第200号](#) 地方独立行政法人市立大津市民病院の職員の引き継ぎに関する条例の制定について
- [議案第201号](#) 大津市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について
- [議案第202号](#) 大津市民病院附属看護専門学校条例を廃止する条例の制定について
- [議案第203号](#) 大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について
- [議案第204号](#) 地方独立行政法人市立大津市民病院の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- [議案第205号](#) 地方独立行政法人市立大津市民病院中期目標を定めることについて
- [議案第206号](#) 地方独立行政法人市立大津市民病院定款の一部を変更することについて
- [議案第207号](#) 地方独立行政法人市立大津市民病院に承継させる権利を定めることについて
- [議案第209号](#) 大津市付属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第214号](#) 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第215号](#) 財産の取得について
- [議案第216号](#) 負担付寄附の受納について
- [議案第228号](#) 事業契約の締結について（（仮称）新富士見市民温水プール整備・運営事業）
- [議案第229号](#) 大津市総合計画基本構想を実現するための基本的な計画を定めることについて
- [議案第231号](#) 平成28年度大津市一般会計補正予算（第5号）
- [議案第239号](#) 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第240号](#) 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第241号](#) 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第242号](#) 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第243号](#) 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第244号](#) 平成28年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

及び、

- [請願第7号](#) 原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求めることに関する請願
- [請願第8号](#) はり・きゅう・マッサージ施術費助成制度の見直しに関する請願

についての委員長報告に対する反対討論を行います。

※反対討論後、賛成討論（6 ページ～）

まず、議案第 189 号についてです。

本補正予算には、国の補正予算の成立に伴い、小中学校の大規模改修や市道橋の長寿命化、高齢者・障がい者福祉施設安全対策などの事業費、児童遊園地の遊具の改善費用などが盛り込まれたことは前進面として評価するものです。

しかし大津びわこ競輪場跡地利活用事業者選定審査会開催経費については、住民代表を審査会委員に入れないなど本審査会設置が附属機関設置の目的にそぐわないことや、市の跡地活用への主体性が見られないことは問題であります。

また、市民の安全・安心の担保など懸念される問題が不明瞭な PFI 手法で事業を行おうとする、（仮称）富士見市民温水プール移転整備・管理運営事業費の債務負担行為が盛り込まれていることなど、公共財で民間が儲けを生み出す手法を推進する予算には反対するものです。

次に議案第 194 号、議案第 195 号ならびに議案第 199 号から議案第 207 号については、関連する議案ですので一括して討論します。

これらの議案は、いずれも市民病院の地方独立行政法人への移行に向けたものであります。

市民病院の独立行政法人化は、何より経営の健全化を目的にこれまでの企業会計からさらに独立採算が強められることで、経営の効率化が優先され、支出の抑制、特に固定費の多くを占める人件費の抑制に焦点が当てられ、労働条件の悪化、職員の非常勤化へとつながることが大いに懸念されます。引いては公的医療機関の果たすべき役割や、医療の安全性確保に後退を招くことも危惧されます。

また病院敷地内の老朽化、耐震性が不足する建物が残されることや院内保育所の整備など今後の経営に大きく関わる課題についての方向性が示されていません。さらに法人が業務運営を引き継ぐ看護専門学校やケアセンターおおつについても、今後の病院経営への影響が大変危惧されますが、市としての具体的な運営方針が示されておらず、議会の関与を大幅に弱めるなど多くの重大な問題があると言わざるを得ません。

とりわけ議案第 200 号については、介護老人保健施設ケアセンターおおつの今後の方向性が明確にされない中で、地方独立行政法人への移行が断行される内容が含まれます。ケアセンターおおつで働く専門職員の身分保障すら示さず、職員を不安に陥れ日々の職務への士気をそぎ、退職者まで生み出した市の曖昧で無責任な態度は、施設を利用する高齢者に多大なご迷惑をおかけすることになっています。運営主体である市当局の責任は重大であります。

このように公的病院としての市民病院のあり方を大きく変える地方独立行政法人への移行に伴うこれら関係議案に反対するものです。

次に議案第 209 号についてです。

本議案は、市長の附属機関として、大津びわこ競輪場跡地公募提案型貸付事業者選定委員会を設置しようとするものです。

そもそも審査委員会設置の方向が示された際には、委員は学識経験者と行政委員、市民代表から選出する予定であるとしていたにもかかわらず、委員の半数を市職員が占め、市民を排除するなど、

到底執行機関からの独立性は認められません。

市としてのびわこ競輪場跡地利活用に対する主体性が全く見えず、一定の市民要望をクリアすれば、あとは事業者任せという無責任さを感じます。

付属機関の設置目的である「市の意思形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るとともに、市民の市政への参画を一層促進すること」にもそぐわない選定委員会の設置は認められず、本議案に反対するものです。

次に議案第 214 号についてです。

本議案は、来年 4 月からガスの小売りが全面的に自由化されることから、所用の条例の規定を改正するものです。

ガスの自由化は、電力の自由化とともに唐突に示されたものであり、ガス小売り全面自由化とガス導管分離によって、電力・ガス市場の「垣根」を取り払い、「総合エネルギー企業」の誕生が狙われています。一気に市場を流動化させて、顧客獲得競争を強め、電力や石油元売り、大商社等の大企業のビジネスチャンスの拡大につなげようというものです。

しかし消費者や市民の関心は、料金とガスの保安体制であり、特にガス機器と導管とを結ぶ保安責任の問題などにも課題が残されています。市民の安全・安心という点でも自由化する必要性はないと考えるものです。自由化そのものの狙いが、市民の願いに基づくものではないことから、自由化に伴う条例改正に反対します。

次に議案第 215 号についてです。

本議案は、東部学校給食共同調理場の移転新築のための事業用地を取得しようとするものです。

東部学校給食共同調理場については、施設の老朽化が著しく、たちまちの給食提供にも影響しかねない状況にあり、移転新築が喫緊の課題であることは十分認識しているところです。

しかし今般取得する用地は、中学校給食実施を見越した巨大な学校給食センター用地であり、当センター建設から運営まで PFI 手法で事業を行おうとするものです。1 日 17,000 食をつくるとする巨大工場の整備・管理運営事業が、果たして本当に地域経済への波及効果を生み、子どもたちのおいしい給食と安全・安心が担保できるのかなど、不明瞭な点も多いことから本事業自体に反対するもので、事業に要する用地を取得しようとする本議案に反対します。

次に議案第 216 号についてです。

本議案は、1995 年に寄附者からの申し出により寄附の受納がなされたものですが、寄付者も寄附を受けた元市長もすでに故人となっています。寄附者の死亡後には、当時の受納に瑕疵があったとの遺族からの訴えもありました。寄附受納後の物件の管理にも様々な問題がもたらされた経緯もあります。寄附から 20 年も経過した今になって、市に対して不利益なおそれがあるということで、遡って負担付寄附であったこととして議決を求めるというやり方は理解しがたいため、本議案には反対します。

次に議案第 228 号についてです。

本事業は、(仮称) 富士見市民温水プールの移転新築に伴う整備・管理運営事業であり、大津市初の PFI 事業として、民間資金を活用した PFI 手法の BOT 方式を用い、17 年を超える事業契約を行お

うとするものです。

国の成長戦略の推進により導入が強化されている PFI 事業は、事業全体のマネジメント能力が要求され、大手ゼネコンに有利な仕組みとなっています。運営事業体となる SPC は、地域の企業で構成させることで資金の地域外への流出を防げるとされています。

しかし本事業の代表企業も東京に本社を置く大手不動産会社であり、また事業者選定に関わっては、高度な専門的知識も要求されることから、東京に本社を置くパシフィック コンサルタンツ株式会社に、アドバイザー業務料として、すでに 2,400 万円を超える金額が支払われています。

そもそも市民の命に直接関わる施設の管理運営は、事業者任せにすべきでなく、市が直接責任を持つべきであると考えます。PFI という事業手法で地域経済が潤うのか、市民の安全・安心が担保できるのか、懸念される課題については、不明瞭なことも多いことから本議案に反対するものです。

次に議案第 229 号についてです。

本議案は、来年度から 2020（平成 32）年度までの 12 年間の全体計画としての大津市総合計画の基本構想を実現するため、4 年ごとの実行計画を定めるものです。

市民生活を見てみると、労働者の実質賃金、家計消費はいずれも対前年比マイナスとなっており、この間の新自由主義的政策により、市民はもとより農業者や中小零細事業者も先行きが見通せない状況に陥っています。このような中での新しい行政の指針として、行政が果たす役割をどう位置付けるのかが問われています。格差と貧困にあえぐ市民の暮らしをどのように支え、市民と共にどのようにまちづくりを進めていくのか、具体的に示していく必要があると考えます。

しかしながら農林水産業の活性化のために、地場産品の充実や給食での活用を挙げながら、実際には逆行する巨大な給食調理場の建設を進めるなど、一つ一つの項目には耳障りのよい言葉が並んでいますが、各施策の将来像やまちづくりへの考え方が同じ方向を向いているとは言えない箇所が散見されます。

さらには、高齢化や人口減少などを理由に、民間活力の活用や集約化、効率優先がさらに進められる計画となっており、行政の責任を後退させることにつながります。自治体として住民福祉の向上を目指して、庁内が一体となって取り組むべきであり、本議案には反対するものです。

次に議案第 231 号、ならびに議案第 239 号から議案第 244 号までについては、関連する議案ですので一括して討論します。

いずれの議案も平成 28 年度人事院勧告に準拠して、給与、報酬等を引き上げようとするものであり、議案第 231 号については、これら給与、報酬等の引き上げを含む補正予算となっています。

ようやく景気回復の兆しが見えてきたとの報道などもありますが、労働者の実質賃金、家計消費はいずれも、対前年比マイナスとなっており、年金支給額も引き下げられるなどの一方で保険料などの負担が増え、市民生活にも地域経済にもその実感は及んでいません。

こうした状況下において、市政運営に責任を担う立場である特別職や市民の代表である議員については、市民の暮らしの実態を鑑みれば、給与や報酬等を引き上げすべきではありません。

また議案第 244 号については、市長、副市長にあっては独自カットするとのことですが、人事院勧告による引き上げ分を考えると、ほぼ現状維持となっています。自ら引き下げを申し出られたことは評価しますが、引き下げるといふのなら実質的に引き下げすべきと考えるもので、これら議案には反対します。

次に請願第 7 号についてです。

本請願は、2011 年に発生した東京電力福島第 1 原発事故に伴い、避難指示区域以外から避難した「自主避難者」への住宅無償提供を、国が来年 3 月末で打ち切るとしていることから、支援の継続を求めておられます。

この決定は、福島県が自主避難者への無償住宅提供を来年 3 月に打ち切ることを決定し、政府がこれに同意したものです。

自主避難者に対し、福島に帰らず勝手に避難していると揶揄する方がおられますが、本来、原子炉等規制法では一般人の年間被ばく量は「1 ミリシーベルト以下」にすべきとされています。にもかかわらず、福島第一原発事故後、政府は避難基準を「年間 20 ミリシーベルト」と、原発作業員並みの基準にしました。

先に行われた総務常任委員会での、請願者からの趣旨説明の場において、福島から実際に避難されている方が、「避難者は原発事故で住み慣れた故郷から泣く泣く避難せざるを得なかった上に、ようやく得られた避難先での生活まで脅かされている。福島県民の命は 20 分の 1 の価値しかないのか」と訴えられたのは当然のことです。

特に、自主避難者は母子での避難が多く経済的に余裕がない上、東京電力からの賠償は、一回きりのわずかな額に過ぎません。また、自主避難者には、避難指示を受けた住民が受けている月 10 万円の精神的賠償もありません。福島県は今後の住宅支援策として「公営住宅への入居」を検討していますが、期間も限定的で、需要と供給の把握すらなされておらず、入居を保障するものとはなっていません。

そもそも、自主避難者も含め、原発事故被災者が避難するか地元に残るかを自己決定でき、いずれの場合も国が支援するということが、原発事故後に国会において全会一致で成立・施行された「子ども被災者支援法」に定められたことにより、保障されるべきことです。全国の多くの自治体では、政府に対し継続を求める意見書が採択されています。

こうした点からも住宅支援の打ち切りは行うべきではなく、本請願の趣旨に賛成し、本請願を不採択とした委員長報告に反対するもので、議員各位の賛同を求めます。

次に請願第 8 号についてです。

本請願は、はり・きゅう・マッサージ施術費助成制度が、来年度をもって廃止されるという市の方向性の撤回、制度の存続を求めておられます。

高齢化が進む社会にあっては、はり・きゅう・マッサージの施術は高齢者特有の慢性疾患の重症化予防への有効性も大きく、何より現在も 2,300 名余りの市民が制度を利用されています。

本制度の存続については、先の通常会議にも多くの市民・団体の方々からも請願、要望書が提出されてきました。また本通常会議においても、我が会派の林議員が制度の存続を求め議論を行い、市民や団体の願いを届けて参りました。本制度は、利用する市民はもちろん、施術する側の有資格者を守るためにも意義深い事業であります。

対象者に占める利用者の割合が低いことや、市民ニーズ、社会情勢に見合った事業内容の検討を事業終了の理由とされていますが、今後ますますの高齢化の進展の中で介護予防の観点から、市民周知を行えばさらなる利用者の伸びも見込まれ、何より請願や要望が提出されるほどの市民ニーズが存在するという事です。よって本事業は継続されるべきであり、不採択とした委員長報告に反

対するもので、議員各位の賛同を求めます。

(※ここから賛成討論)

続いて、

議案第 189 号 (修正案) 平成 28 年度大津市一般会計予算修正案

議案第 217 号 指定管理者の指定について (大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター、大津市立中老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センター)

議案第 218 号 指定管理者の指定について (大津市立木戸デイサービスセンター、大津市立唐崎デイサービスセンター、大津市立晴嵐デイサービスセンター及び大津市立三大寺デイサービスセンター)

議案第 220 号 指定管理者の指定について (大津市ふれあいプラザ)

についての委員長報告に対する賛成討論を行います。

まず議案第 189 号の修正案についてです。

本修正案で修正されようとするところには賛成するものですが、これ以外にも問題点があり不十分と考えるもので、本修正案を否決すべきものとした委員長報告に賛成するものです。

次に議案第 217 号、議案第 218 号及び議案第 220 号についてです。

これらの議案はいずれも、当該施設の指定管理者として大津市社会福祉事業団を指定しようとするもので、関係議案として一括して討論します。

社会福祉事業団に指定管理を指定することには賛成するものです。しかし今回の指定管理は、その後の事業団へのデイサービス事業、その先には施設の委譲も見越したものです。

老人福祉センターは、デイサービスの提供はもちろん、高齢者にとってコミュニティの場として、趣味や文化、軽運動などに触れる場としても、大切にされてきた市民の財産です。今後も高齢化社会においては、求められる役割も大きくなると思われます。施設や設備の老朽化が著しく、施設の委譲と言っても、その後の維持管理に大きな不安が残ります。

また市民福祉の増進、市民交流を目的とした「ふれあいプラザ」については、適切な管理運営はもちろんです。設置目的を達成するために自主事業の実施は重要です。

これらの指定管理を行う社会福祉事業団は、これまで地域の福祉サービスの担い手として大きな役割を果たしてきました。今年 11 月には厚労省が通達を出し、「地域福祉の推進」の一翼を担う主体としての、社会福祉事業団の果たす役割が強調されています。社会福祉事業団がその役割を果たすため、またサービスの向上のためにも、市は施設のみならず、人員確保などの機能強化や、健全な運営に責任を持って支援を行うことを求めて賛成します。

以上、討論を終わります。